

講師等の勤務条件等【概要】

堺市教育委員会

	〔常勤〕講師・養護助教諭		〔非常勤〕非常勤講師
	任期付職員 (育児休業代替、配偶者同行休業代替)	臨時的任用職員	会計年度任用職員
業務内容	〔講師〕教科の授業(保育)など、教育に係る業務全般 〔養護助教諭〕保健管理・保健指導など、保健に係る業務全般		・教科の授業、教育委員会があらかじめ指定する教科の授業に付随する業務及び初任者教員の指導
勤務地	幼稚園、小学校、中学校、高等学校(全日制・定時制)、支援学校		
勤務時間等	〔時間〕 ・1日7時間45分 ・週あたり38時間45分 〔曜日等〕 ・原則として、月～金の8時30分～17時00分(うち休憩時間45分) (中学校夜間学級:12時30分～21時00分) (高校定時制課程:12時45分～21時15分) (幼稚園預かり講師:10時00分～18時30分) 〔時間外勤務〕 ・命じることがある。(堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第7条の5各号に掲げる業務)		〔時間〕 ・60分単位 ・週あたり勤務時間は任用要件、学校園の状況による(最大29時間) 【例】小学校体育軽減 週3時間 主幹教諭軽減 週10時間程度 等 〔曜日等〕 ・原則として、月～金のうち校長があらかじめ教育委員会の承認を得た上で指定する曜日、時間(長期休業期間中の勤務は原則なし) 〔時間外勤務〕 ・原則、命じない
条件附採用期間	1年 (養護助教諭と幼稚園の講師は6月)	なし	1月
人事評価	・任用期間に応じてあり(6月以上)		・任用期間に応じてあり(6月以上)
年次有給休暇	・1年間につき、20日付与(任用期間による割り落としあり)		・6月以上勤務する者に対し、週の勤務日数に応じて付与
その他休暇	・特別休暇(育児時間・子の看護等休暇・忌引など)、病気休暇、介護休暇、介護時間を正規職員と同様に付与		・特別休暇(育児時間・子の看護等休暇・忌引など)、病気休暇、介護休暇、介護時間を週勤務日数等に応じて付与(有給又は無給)
給与/報酬等	〔月給〕(内訳 給料+教職調整額+地域手当+義務教育等教員特別手当) ・大学卒(4年制) 約278,000円 ・短大卒(2年制) 約252,000円 ※職歴等を有する方は、上記の額に55歳になった年度末までの経験年数等を考慮して、最終的に給与月額が決定されます。		〔時間給〕 ・1時間(60分)につき3,040円
諸手当	・扶養手当、住居手当、通勤手当 (扶養手当、住居手当は、月の朔日に要件を具備する場合は、その月から支給。それ以外は翌月から支給。通勤手当は採用日から退職日まで支給) ・期末勤勉手当 (基準日〔6月1日及び12月1日〕に在職する職員及び基準日前1か月以内に退職した者に支給)		・通勤費 (採用日から退職日まで支給) ・期末勤勉手当 (一定の要件を満たす場合に限り支給)
支払方法	・当月分を毎月20日に支給		・その月の実績により計算した額を、翌月の20日に支給
退職手当	・引き続き6月以上の期間を勤務した場合に支給		・支給しない
健康保険・年金	・健康保険:公立学校共済組合に加入 ・年金保険:公立学校共済組合に加入 【年金に関する注意事項】 (1)いわゆる年金の3階部分(経過的職員加算、年金払い退職給付)は、全額支給停止となる。 (2)いわゆる年金の2階部分(老齢厚生年金)は、年金と賞金を合算した月額が一定の金額を超えた場合に、年金の一部又は全部が支給停止となる。		以下の条件をすべて満たす場合、健康保険は公立学校共済組合に、年金保険は一般厚生年金に加入 <条件> ・週あたりの勤務時間が20時間以上 ・任用期間が継続して2か月超の見込みがある ・月額賞金が88,000円以上 ・学生でない(休学中、定時制、通信制等は除く)
介護保険	・40歳以上65歳未満の方は、介護保険第2号被保険者となるので、健康保険料とは別に介護保険料も徴収		
雇用保険	・退職手当の支給対象者は非加入		・週あたりの勤務時間が20時間以上かつ任用期間が31日以上の場合に加入
災害補償	・地方公務員災害補償法の定めるところによる。		・労働者災害補償保険法の定めるところによる。
服務	・地方公務員法の定める服務に関する規定(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業への従事等の制限等)を適用		・地方公務員法の定める服務に関する規定(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等)を適用
その他	・本務者が辞職したり予定期間より前に復職した場合は、その時点で任用事由が消滅することになります。 ・常勤講師、養護助教諭は、他に報酬を得る仕事等をすることは原則できません。非常勤講師は他の職業を兼ねることが可能ですが、兼業の報告書提出が必要となります。また、兼業する職の労働時間と通算して法定労働時間を超過するときは、勤務時間等の変更を行う場合があります。		

※上記内容は、令和7年1月1日時点の情報であり、今後、変更となる可能性があります。